平成２３年（フ）第１３１０号
京都市右京区嵯峨広沢南野町27番地６
債務者　當眞由美子
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３６号
京都市山科区西野楳本町119番地50
債務者　久嶋さや佳
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３９９号
京都市南区西九条東島町12番地　入江アパート204号室
債務者　岡本俊雄こと　徐　　順萬
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４５号
京都市南区吉祥院中河原里南町８番地１　レフィナード京都西大路211
債務者　寺元　信二
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８０号
京都市上京区中立売通六軒町東入四番町123番地　シャトレ西陣303号
債務者　小西　優太
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７７２号
兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目２番６―503号
債務者　上地　真也
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８２１号
兵庫県尼崎市常光寺３丁目７番15号　小寺文化
債務者　久保　初子
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５４号
鳥取県鳥取市的場133番地１　タピアン203号、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字岩本690番地27
債務者　前田　健二
１　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６３号
鳥取県鳥取市富安２丁目59番地　カレント富安904号、旧住所鳥取県八頭郡八頭町才代80番地２
債務者　中田　由香
１　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２７号
広島県世羅郡世羅町大字西上原160番地７
債務者　小林　里江
１　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
徳島県徳島市名東町２丁目274番地の５
債務者　吉倉　幸代
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８号
高知県高岡郡四万十町十川1110番地
債務者　今城さゆり
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第４４号
高知県高岡郡中土佐町久礼6203番地８　ハイツ中島302号
債務者　松岡　英子（旧姓森光）
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第２３９号
佐賀県小城市芦刈町永田3329番地
債務者　本村　隆二
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７０号
佐賀県佐賀市富士町大字小副川272、住民票上の住所佐賀県佐賀市神園３丁目５番32―402号
債務者　副島　弘輝
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８７号
佐賀県佐賀市本庄町大字鹿子252番地１
債務者　無藤　靖譲
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
佐賀県神埼市千代田町崎村2278―１、住民票上の住所福岡県久留米市御井旗崎３丁目９番11―502号
債務者　眞子　英博
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係